

令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

一次加工を行う農業法人等を核とした「フードバリューチェーン」を構築し、最終製品メーカーからのニーズに対応できる県内の一次加工品製造体制の強化を図るためのモデル実証を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

（1）プロジェクトチームの結成

受託者をリーダーとし、連携する農業法人、協力農家、加工事業者等によるプロジェクトチームを結成する。なお、事業実施期間内における参加メンバーの変更は可能とする。

（2）原料調達力の向上に向けた実証

プロジェクトチームメンバーと連携し、原料調達力拡大に向けた取組方法を検討し、作業受委託、圃場確保、共同集荷等の規模拡大を行い、原料調達に関する実証を行う。

なお、生産物の栽培経費、買取経費については、これを含まない。

（3）加工処理、出荷・輸送等の効率化に向けた取組

プロジェクトチームメンバーと連携し、効率的に一次加工、廃棄物処理、出荷・輸送する体制を検討し、必要な機械・設備を導入した上で実証を行う。

（4）ニーズの把握と販路開拓

上記（1）～（3）の取組を実施するにあたり、適宜出荷先となる食品製造業者等と連携し、ニーズを把握するとともに、出荷後の意見を聴取すること。

また、さらなる規模拡大に向けて、適宜食品製造事業者への営業活動、展示商談会への参加等の販路開拓を実施すること。

（5）報告書の作成

本委託業務の完了後、令和8年3月31日（火）までに実証結果報告書を作成し、青森県に提出する（様式は任意）。

5 留意事項

4の取組を遂行するに当たり、以下のことに留意して業務を進めること。

（1）担当者の決定・報告

受注者は、青森県との委託業務に関する契約締結後、1週間以内に当業務に携わる担当者を決定し、青森県へ報告すること（様式は任意）。

(2) 業務の遂行

業務の遂行に当たって、受注者は青森県と十分な連絡調整を行うこと。

6 報告

受注者は、本委託業務の完了後、令和8年3月31日（火）までに以下の資料を作成し、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課に提出する（様式は任意）。

(1) 実証結果報告書

(2) 本委託業務において作成した資料等

7 その他

本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、青森県と協議の上、決定すること。